

裁 決 書

審査請求人 x

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年12月18日付けで提起した処分庁による特別区民税・都民税減免不許可処分（令和6年11月14日付け第49号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

審査請求人は、令和6年9月19日に令和6年度区民税・都民税・森林環境税減免申請書により区民税及び都民税の減免申請（以下「本件申請」という。）を行った。処分庁は、審査請求人に免除の要件を充たしているか確認するために必要な書類の追加提出を求めたが、審査請求人はこれを提出しなかったため、葛飾区特別区税条例（昭和39年条例第49号。以下「条例」という。）第36条第1項が定める場合に該当しないとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、減免しないとの決定の判断の基礎となった事実及び判断に誤りがあり、各税は減免されるべきであるとして、本件審査請求をしたものである。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

令和6年5月に勤務先を退職し、以後無職・無収入となっている。今後はオーストラリアに留学予定であり、留学中は働けないため、特別区民税及び都民税を払うことはできず、各税は減免されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人に減免の要件を充たしているか確認するために必要な書類の追加提出を求めたが、審査請求人はこれを提出しなかった。そのため、減免の要件を充たすか確認できず、他方で、審査請求人が提出済みの書類を基に処分を行うよう求めたことから本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点は存在しない。

理 由

1 関係法令の定め

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

（市町村民税の減免）

第323条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

(2) 条例

（区民税の減免）

第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し区民税を減免する。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者

2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

2 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件処分が違法又は不当かということである。

3 判断

(1) 法第323条は、特別の事情がある者について、市町村条例の定めるところにより、市町村民税を減免することを認めるが、その制度趣旨は、徴収猶予等によっても到底納税が困難と認められる程度に客観的に担税力を喪失したと認められる特別の事情がある者等について、その具体的事情に即して税負担の軽減免除を行うことにある。そのため、同条に基づく条例の解釈も、同趣旨に即して行われるべきである。

(2) 法第323条を受けて条例第36条は特別区税の減免の要件について規定するが、その要件は以下のとおりである。

ア 実体的要件（同条第1項）

(ア) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

i 生活保護法の規定による保護を受ける者（第1号）

ii 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者（第2号）

iii 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者（第3号）

(イ) 区長が減免を必要と認めること。（同項本文）

イ 手続的要件（同条第2項）

前項各号のいずれかに該当することが明らかでない限り、減免の理由を証明する資料を申請書に添付すること。

(3) 審査請求人は、令和6年5月15日に勤務先を退職したことを理由に特別区民税の減免を申請するものであるから、条例第36条第1項第2号の事由を主張するものと思われる。

一定期間収入がない場合であっても相応の資産のある場合には、生活が困窮状態とはいえないのであるから、減免申請に際し、資産の状況を確認すべきであり、申請者は、これを確認できる客観的資料を提出すべきである（条例第36条第2項）。

この点、審査請求人は、本件申請に関して、本件処分までに、令和5年1月22日を最終記載日とするA銀行の通帳の写ししか提出しておらず、処分庁が「申請日時点での残高のわかる通帳の写し（審査請求人名義のものすべて）」の提出を求めても、「提出可能なものはすべて提出しております」として、同通帳以上の書類を提出しなかった。

A銀行の記載は、申請時点（令和6年9月19日）から1年以上も以前の日を最終記載日とするものであるし、令和6年5月まで勤務していたとの主張にもかかわらず、同月分の給与の振込みの記載もない。

また、本件申請に関して審査請求人が記載したB銀行の口座や、本件処分後に提出したC信用金庫の口座（ただし、支店名及び口座番号等不明であり、口座名義人の確認ができないもの）に関する情報は、本件処分までに提出されていない。

したがって、本件申請において、資産が判断できず、生活が著しく困難となったこと又はこれに準ずること（条例第36条第1項第2号）は、確認できない。減免事由の立証責任は申請者にあることから（条例第36条第2項）、不足書類の提出がないことを理由に減免しないこととした処分庁の判断は適切であり、違法又は不当とは言えない。

なお、令和7年2月23日付け反論書において審査請求人が処分庁に釈明を求める事項（具体的基準の公開及び国外での手続）は、本件処分の妥当性を左右するものではない。

(4) 以上のことから、本件処分は適法であり、違法又は不当なものといえない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律

第68号) 第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年3月23日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。